仕 様 書

1 品　　　　　名 高分子凝集剤

2 用　　　　　途 高負荷脱窒素処理方式の余剰汚泥脱水用

3 性状及び規格 イオン性　　カチオン 　 (メタクリレート系）

4 応札価格 ｋg当たり単価

5 契　約　期　間 平成30年4月1日から平成31年3月31日

6 納入方法 発注後７日以内（10～20ｋｇ/紙袋）

7 納入場所 伊勢市植山町地内　クリーンセンター

8 １回の購入量 約900ｋg

9 　購入予定量 5,400ｋg

10　代金支払い方法 　１ケ月単位とし、請求日より３０日以内に支払いをするものとする。

ただし、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

11 その他 1）下記以外の銘柄についてはフィルタープレス脱水機の実績があり入札前にジャーテスト及び実機テストを行い、組合の承認を得て入札参加資格を得るものとする。

 銘 柄 製造会社名

 タキフロックＣ－４２０Ｌ 多木化学(株)

 アロンフロックＣ－３０３ＭＬ MTアクアポリマー(株）

 クボックスＣＰ－９０８ (株)クボタ

 ダイヤフロックＫＰ２０１Ｇ ダイヤニトリックス（株）

 コーナンフロックＫ－５３ＰＳ 興南化学工業（株）

 カヤフロックＣ－５９９－１Ｂ カヤフロック（株）

 テツフロック　ＰＦＫ－９０９ 日鉄鉱業（株）

 ヘルスフロックＣ－５０３ (株)ウォーターエージェンシー

 2）落札した銘柄の留意事項は｢別添 選定方法、実機留意事項」による。

 3）搬入時間の厳守(午前８時３０分から午後５時００分まで）

 4）業務に際し過失による配管等の破損は、請負者の責任において原形に復旧すること。

 5）年度末の最終搬入量については、当組合と協議して増減するものと する。

12 契約予定日 平成30年4月1日

高分子凝集剤の選定方法

1 高分子凝集剤の用途

 高負荷脱窒素処理方式の余剰汚泥脱水用

2 脱水方法

 フィルタープレスによる圧搾

3 凝集剤の注入方法

 0.3％濃度の溶液を凝集剤注入ポンプで注入

 現在の添加率は1.3～1.5％である。（対SS)

4 移送配管の材質等

 HIVP　15A，L＝約30メートル（注入点はポンプ高さ＋７メートル）

5 選定の条件

 (１)し尿処理施設（高負荷脱窒素処理方式）において過去にフィルタープレス脱水機での安定した実績があり、汚泥脱水機の運転及び脱水汚泥の処分に支障が生じないこと。

 (２)当施設の汚泥濃度に対して、充分な効能が発揮できる製品であること。

 (３)汚泥脱水機のろ布に対して目詰まり等がないこと。

 (４)注入ポンプ及び移送配管内にスケール等が付着しないこと。

 　高分子凝集剤(余剰汚泥脱水用）に係る落札銘柄における留意事項について

記

1 使用機器

 １）粉体自動給粉機

 メーカー名 広洋技研 形式 　PAF-1-150

 電動機 0.06ｋｗ　200V

 ２）凝集剤供給ポンプ

 メーカー名 兵神装備(株） 形式 　NE30A

 揚程 20ｍ 吐出量 　0.5～5ｍ3/h

 電動機 0.2ｋｗ　220v

 ３）移送配管

 材質 ＨＩＶＰ 口径 　50mm

 配管長さ 約30メートル（注入点高さ＝約7メートル）

 ４）クボタダイナミックフィルター

 メーカー名 (株)クボタ 形式 　ＫＰ－1500ＦＰ

 370ｍ2 ろ室数 　104室

 ５）ろ布

 製造メーカー(株)クボタ 寸法　　　1500×1500

 ろ過圧力 5ｋg/ｃm2 圧搾圧力　13kg/ｃm2

 　材質 ポリアミド

2 実機による留意事項

 １）凝集剤は、凝集剤溶解攪拌機で容易に溶解できること。

 ２）凝集剤は、凝集剤自動給粉機で支障なく溶解槽に給粉できること。

 ３）溶解した凝集剤は、常温において凝集剤注入ポンプで支障なく脱水機まで移送できること。

 ４）汚泥脱水機の設定条件（ろ過時間、圧搾時間等）を変更することなく、次の事項を満足させ ること。

 ①原汚泥の濃度は、12,000～20,000mg/L、pHは７～８とする。

 ②脱水汚泥の含水率は、７０％以下とする。

 ③SSの回収率は、９５％以上とする。

 ④凝集剤の添加率は、１．５％以下とする。

 ⑤ろ過性､剥離性は、良好のこと。

 ⑥脱水汚泥の処分に適する性状であること。

 ５）発生汚泥は季節的に変化し､脱水効率が低下することが予想されるので変化が見られたときは汚泥の性状分析及び凝集剤の適正検査を行い､最適凝集剤の選定を行うこと。

3 留意事項に対する対応

 １）落札した銘柄が実機において上記２の事項に一つでも満足できない場合は､適切な銘柄を 迅速に選定すること。 尚､銘柄変更による契約金額の変更は行わない。

 ２）上記｢２-４）及び２－５）」を満足させるため､汚泥脱水機の設定値の変更又は機器調整が必要な場合は、当組合と協議し、その費用は請負者が負担するものとする。

 ３）使用機器のトラブルが凝集剤によるものであることが明確な場合は、その復旧に要する費用等は納入業者の負担とする。

 ４）納入凝集剤を使用して脱水した汚泥が当組合での処分方法に不適な場合は、納入業者の責任で汚泥を処分すること。